

仕様書

1. 業務目的

大熊町では、「まち・ひと・しごと創生法」第 10 条に基づく地方版総合戦略として、令和 2 年 3 月 31 日に「大熊町第二期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（以下「人口ビジョン」）」および「大熊町第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」）」を策定した。

人口ビジョンおよび総合戦略の目標期間は 5 年間（令和 7 年 3 月まで）とされているところ、令和 7 年度までに、人口ビジョンおよび総合戦略の改定を通じて、第二期策定時以降の大熊町内外の環境変化等を捉えながら、大熊町における人口動向の分析及び将来目指すべき人口目標および達成時期を再設定するとともに、そのための取組を検討していくことが求められている。

なお、「まち・ひと・しごと創生法」に関連する国の動きとして、令和 4 年 12 月に第二期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が抜本的に改訂され、令和 5 年度を初年度とする 5 か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されており、地方公共団体においても、「自らの地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を描き、デジタル技術を活用しつつ、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくるという 4 つの取組を進めていくこと¹」が求められている。

また、大熊町内の動きとしては、令和 6 年 1 月に、町の最上位計画として「大熊町第三次復興計画（以下「復興計画」）」が策定されたところであり、復興計画の詳細を、各計画・ビジョンで規定することとされている。

こうした町内外の動きを踏まえ、人口ビジョンおよび総合戦略の改定を行う上では、大熊町における将来目標人口の設定を行うと共に、復興計画の枠組み及び町内の既存の下位計画との関係性も考慮しつつ、将来目標人口の達成に資する取組として、デジタル技術や地域課題解決といった観点も踏まえながら、第三次復興計画に記載された取組方針の具体化を行うことを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

大熊町第三期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略策定支援業務

(2) 業務委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

¹ 内閣府「デジタル田園都市国家構想総合戦略」

3. 業務内容

(1) 大熊町第三期まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの改定

第二期人口ビジョンにおいては、復興庁による住民意向調査や、町外からの居住人口の想定等を踏まえ、大熊町の将来の居住人口として、令和9年時点で大川原周辺に約1,400人、大野駅周辺に2,600人の、計4,000人程度の居住人口を想定している。第三期人口ビジョンの改定においては、第二期人口ビジョン策定時の構成、活用された推計手法や情報ソース等に基本的に準拠しつつ、以下の改定を行う。

(ア) 大熊町の人口の現状分析

第二期人口ビジョン策定以降の住民帰還者数・移住者数の実際の推移を踏まえながら、町外避難者を含む住民票ベースの人口及び大熊町内の居住人口双方について、大熊町の人口の現状分析を行う。

(イ) 将来の目標人口及び達成時期の設定

(ア)にて実施した現状分析を踏まえ、大熊町として達成すべき将来の目標人口及び目標人口の達成時期の設定を行う。

(2) 大熊町第三期まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定

(ア) 総合戦略全体のフレームワークの整理

第三期復興計画の枠組みに準拠しつつ、町内の既存の下位計画との関係性も踏まえながら、人口ビジョンにて設定した将来目標人口の達成に資する取組を記載していくうえでのフレームワークの設定を行う。

(イ) 町内関係課に対する意見照会等

(ア)にて整理したフレームワークを踏まえ、施策の具体化を行う上で、関連する町内課室に対する意見照会、関連する町内課室を含んだ打合せ等を行う。意見照会等の形式及び手法については、企画調整課との協議の上で決定する。

(ウ) 第二期総合戦略の評価

第三期総合戦略策定における参考として、第二期総合戦略に記載された施策の実施結果にかかる評価を行う。施策の進捗にかかるデータは企画調整課から提供する。

(3) 検討会の設置及び運営

上記(1)及び(2)について、令和7年1月及び2月を目処に、検討会を開催する。検討会の開催回数、人選、議題、実施様式等については、企画調整課との協議の上で決定する。検討会は大熊町役場本庁舎等における開催を想定する。(原則対面での開催とするが、必要に応じ、オンライン等での開催についても、企画調整課との調整の上で実施することを可能とする)

受託者においては、検討会開催に際しての参加者への開催案内、日程調整、検討会当日の資料作成、当日の進行、議事録の作成等を行う。

(4) 総合戦略としての最終化

上記(1)～(3)の結果を踏まえ、令和7年3月末までに、第三期人口ビジョンおよび総合戦略としての最終化を行う。総合戦略については、今後、地域再生法に規定する地域再生計画の認定申請を行うことを考慮したものとすること。

なお、人口ビジョン及び総合戦略の承認及び公表プロセスとしては以下を想定しているところ、受託事業者においては下記スケジュールを念頭に置いたうえで策定業務を行うこと。

令和6年12月 人口ビジョン及び総合戦略の素案作成

令和7年1月 検討委員会開催(第一回)

令和7年2月 検討委員会開催(第二回)

令和7年3月 人口ビジョン及び総合戦略の最終化、対外公表

(5) 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するために、計画的な工程管理を行い、町と常に綿密な連絡を取り、適切な業務執行を図ること。打合せを行った場合は、その都度、打合せ会議録を作成することとする。なお、大熊町役場企画調整課と相談の上、オンラインでの打合せも可能とする。

4. 提出書類

受託者は、次の書類を町が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届(別記第1号様式) 1部
- (2) 委託業務完了届(別記第2号様式) 1部
- (3) 業務完了報告書(自由様式) 1部

5. 成果品

本業務における成果品を以下のとおり提出する。

(1) 報告書

大熊町第三期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略について、骨子（素案）を作成すること。骨子（素案）の時期は、大熊町役場企画調整課が別途指示する。

また、調査結果を取りまとめた報告書（本体及び概要版）を作成し、令和7年3月31日（月）までに提出する。

(2) 納入物

大熊町第三期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（編集可能な電子ファイル、PDFファイル）一式

大熊町第三期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン概要版

（編集可能な電子ファイル、PDFファイル）一式

大熊町第三期まち・ひと・しごと創生総合戦略（編集可能な電子ファイル、PDFファイル）一式

大熊町第三期まち・ひと・しごと創生総合戦略概要版

（編集可能な電子ファイル、PDFファイル）一式

(3) 納入場所

大熊町役場 企画調整課

6. その他留意点

(1) 書類の保管

本業務委託に係る書類については、他の業務と混同しないよう区分し保管すること。

(2) 書類の保管期間

関係書類等については、本業務委託終了年度から5年間保管すること。

(3) 著作権

成果品一式の著作権・利用権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、大熊町に帰属するものとする。

(4) 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本町の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

(5) 情報の保護（守秘義務）

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないこと。

委託業務期間中及び終了後も同様とする。なお、個人情報の取り扱いについては別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(6) 賠償責任

受託者の責めに帰すべき事由により、大熊町又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

(7) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ大熊町の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

(8) 疑義に関する協議等

本仕様書において明示なき事項又は疑義が生じた事項は、大熊町と受託者においてその都度協議の上、その指示に従うものとする。

【ご参考】大熊町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略（実績）

○大熊町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略

<https://www.town.okuma.fukushima.jp/site/fukkou/1942.html>

○大熊町第二期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略

<https://www.town.okuma.fukushima.jp/site/fukkou/13913.html>